貯蓄預金規定

1. (預金の払戻し)

貯蓄預金(以下「この預金」といいます。)を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

2. (自動支払等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払をすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

3. (支払機を利用した通帳による預金の払戻し)

- (1)原則として当組合がキャッシュカードを発行している預金者に限り、当組合の現金自動支 払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して通帳 により貯蓄預金の払戻しができます。
- (2) 支払機を利用した通帳による預金の払戻しについてはキャッシュカード規定を適用します。
- (3) 支払機を利用して預金を払戻すときは、支払機に通帳を挿入し暗証番号(以下「暗証」といいます。)と金額ボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (4) 停電、故障等により支払機が停止しその取扱いができないときは、前項の取扱いはできません。
- (5) 暗証を変更するときは、「支払機」での操作、または当組合所定の書面によって当店に届出てください。また、第1項による取扱いを取りやめるときは、当組合所定の書面によって当店に届出てください。

4. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。) 1,000円以上について付利単位を1円として、店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

5. (他規定の適用)

この預金には、本規定のほか「流動性預金共通規定」、「休眠預金等活用法共通規定」が適用されるものとします。

以上(2020.4.1 現在)